

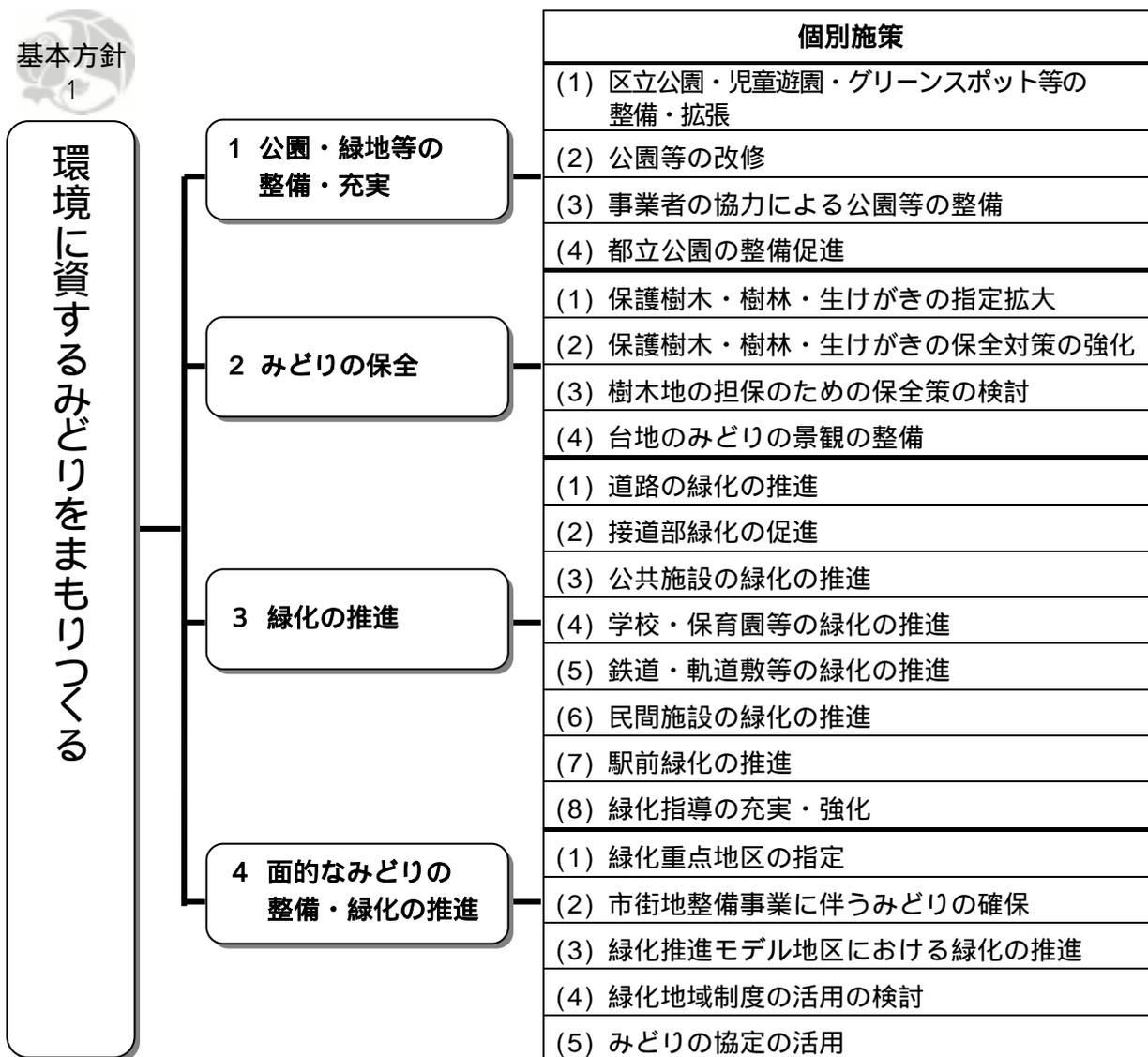
第4章 施策別計画



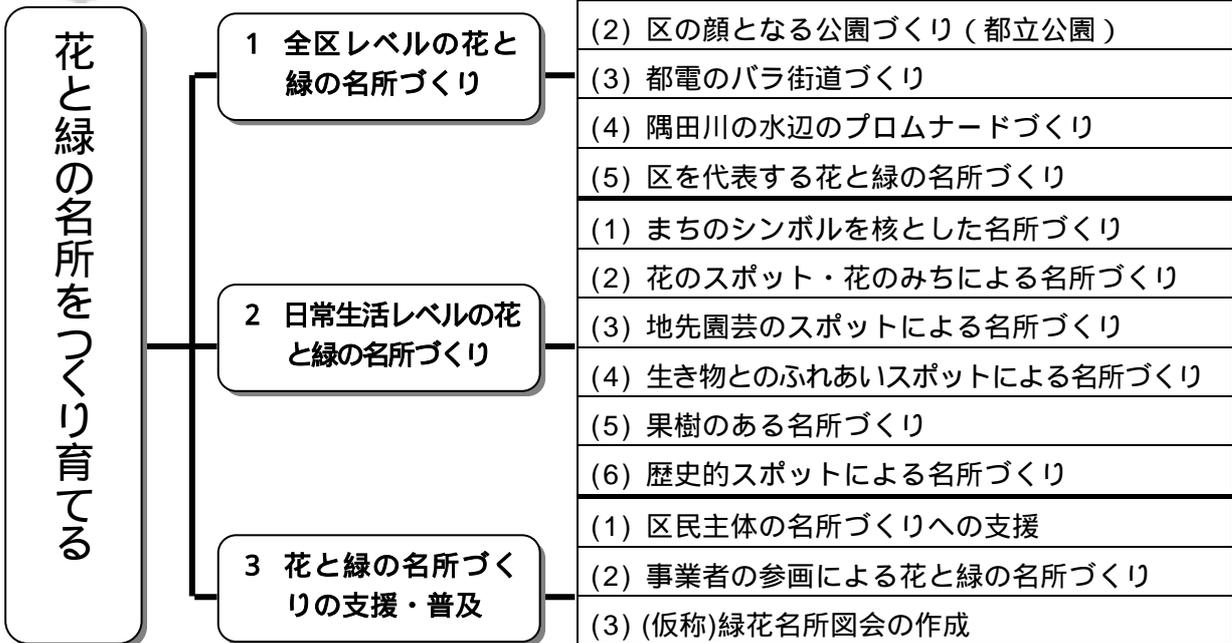
第4章 施策別計画

施策の体系

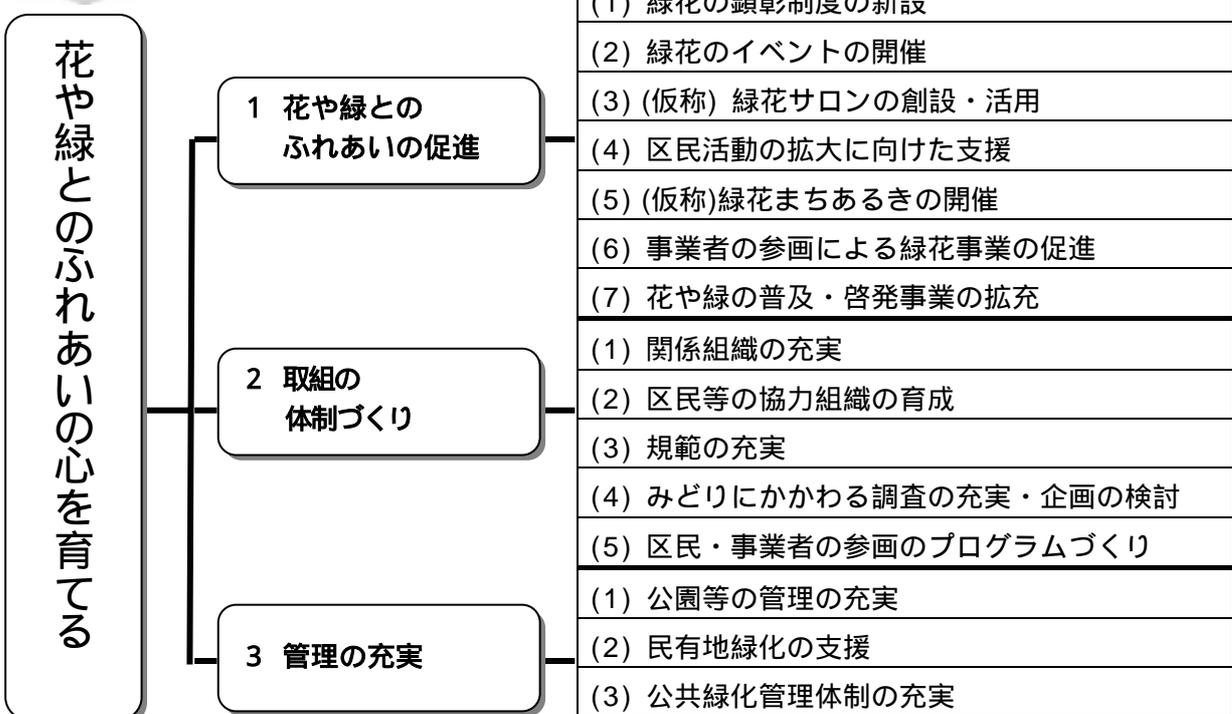
本計画において進める施策は、三つの基本方針に基づき、10の施策の柱と50の個別施策により構成します。



基本方針
2



基本方針
3



個別施策の内容

基本方針 1：環境に資するみどりをまもりつくるための施策

1 公園・緑地等の整備・充実

みどりの目標量に掲げた「区民一人当たりの公園面積 3.0 m²」の達成に向け、公園等の整備を進めるとともに荒川区や地域の核となるみどりとして花や緑の充実を図っていきます。

(1) 区立公園・児童遊園・グリーンスポット等の整備・拡張

都市のみどりの拠点となる大規模な公園や、日常生活に潤いや安らぎをもたらす公園・児童遊園は、区全体としてバランスのとれた配置となるように整備するとともに、それらを補完する地域のみどりとして、グリーンスポット等を整備します。また、既存の公園・児童遊園等については、積極的に施設の拡張による機能の向上を図ります。

整備に当たっては、少子高齢社会の進行や区民のニーズの多様化に対応して、高齢者や障がい者の視点も入れて、すべての区民や利用者が安心して楽しく利用できる施設づくりを目指します。特に、高齢者については、健康づくりや社会参加の場としての公園等の活用にも配慮し、高齢者が街に出て生き生きと活動できる環境を整えていきます。また、区民に身近な区立公園・児童遊園については、区民との協働により、地域のポテンシャルを生かした整備を行っていきます。

区立公園の整備・拡張

隅田川沿いの荒川遊園と荒川自然公園は、区民の多様なレクリエーションや災害時の避難等への対応を図れるみどりの拠点として整備・拡充を進めます。特に、荒川自然公園は、三河島水再生センター処理施設の改造時に合わせ、第4期エリアの整備・拡張を促進するよう東京都に協力を要請していきます。

大規模な公園は、小規模公園では得られない利点と魅力が多くあるため、都市公園の適正配置を踏まえ、大規模公園が不足している市街地においても地域の中心的な公園として、近隣公園⁴⁻¹を整備していきます。現在、整備を進めている、(仮称)宮前公園(3.3ha)については、優先整備区域(約2.8ha)の早期整備を進めます。

また、街区公園⁴⁻¹は、児童遊園とともに小学校区や町丁目を単位とした整備状況や歩いて行ける範囲(誘致距離)にも配慮しながら、整備水準の低い所を優先して整備を進めます。

児童遊園の整備

児童遊園⁴⁻¹は、高齢化や価値観の多様化等に伴う区民ニーズの変化なども踏まえ、従来の児童の遊び場としての機能だけでなく、子どもから高齢者までが身近に憩える日常生活圏のレ

クリエーションの場として新たに位置付けていきます。

また、こうした施設の位置付けや性格を踏まえて、適正に設置・管理していくため、荒川区立児童遊園条例を見直します。

グリーンスポットの整備

公園、児童遊園の機能を補完する地域のみどりとして、小規模な敷地をグリーンスポットとして整備し、花と緑あふれる空間として整備します。また、グリーンスポット⁴⁻¹の位置付けを明確にするため、児童遊園条例の見直しに併せて条例化を検討します。



写真 4-1：千住間道グリーンスポット

広場・遊び場・緑地等の整備

公園の不足に対処し、区立公園・児童遊園・グリーンスポット以外でも、公園機能を補完するみどりを創出していくため、未利用地や他の目的に利用している用地を効果的に活用し、広場・遊び場・緑地等の整備を進めていきます。

4-1：公園・児童遊園等の種類

まちづくり関連事業による創出、道路用地の拡大に伴う残地の活用、開発行為による提供等に伴い、以下の公園等を整備

《近隣公園》

地域を代表する中心的な公園。地域住民の多様なレクリエーション利用に供する施設。規模は、5,000 m²以上、標準面積 1ha 程度とする。

《街区公園》

地域の日常的な利用に供することを目的とする公園。規模は 2,000 m²程度を標準とし、配置は一つの小学校区に 1 か所程度を標準とする。

《児童遊園》

地域の日常的な利用に供することを目的とし、主として子どもに安全かつ健全な遊び場所を提供する施設。規模は 500 m²程度を標準とし、配置は一つの小学校区に 3 か所程度を標準とする。

《グリーンスポット》

街なかにきめ細やかなみどりを創出していくことを目的とし、小規模な敷地を花と緑あふれる空間として整備し、区民に開放しているみどりのスポット。規模は 100 m²程度を標準とする。

(2) 公園等の改修

既存の区立公園や児童遊園について、安全・安心の面から、遊具の更新、見通しの確保、適正な植栽管理を進めるとともに、利用の活性化やバリアフリー化を図るため、逐次改修を進めます。

また、改修に当たっては、地域に根ざした公園等とするため、計画段階から住民の参加を得て、区民の心のよりどころとなる魅力のある公園づくりを目指します。

(3) 事業者の協力による公園等の設置

現在、一定規模以上の民間の開発事業に伴い、開発事業者は、一定割合以上の提供公園や公開広場の設置を義務付けています⁴⁻²。これまでの事例のほとんどが集合住宅の整備であり、今後もこれらの開発が進むと予想されます。今後もこうした開発に伴う公園・児童遊園・グリーンスポット及び公開広場として整備・開放を促進し、みどりのオープンスペースを確保していきます。

また、事業者の社会貢献の一環として、資材・場所等を有している事業者の協力を得て、区民が利用可能な公園型の緑地・広場の整備をしてもらえるよう、一層働き掛けをします。そのため区は、こうした事業者の活動を支援する新たな取組を検討します。

4-2：開発に伴う提供公園・公開広場の設置

提供公園

都市計画法第29条に基づき、1,000 m²以上(既成市街地では500 m²以上)の開発行為を行う場合、区長の許可が必要であり、許可要件に、次に示す基準が定められている。

開発区域の面積	設置内容	公園等の総面積
0.3ha 以上 5.0ha 未満	公園、緑地又は広場	開発区域面積の3%以上
5.0ha 以上	公園	1か所 300 m ² 以上かつ 開発区域面積の3%以上

公開広場

荒川区市街地整備指導要綱および荒川区みどりの保護育成条例に基づき、一定規模以上の大規模な開発や15戸以上の集合住宅に対しては、自主管理の公開性のある公開広場を設置することを事業者に求めている。

施工区域面積	公開広場
3,000 m ² 以上	4%以上

(4) 都立公園の整備促進

現在、区内には、都立公園として、尾久の原公園(約6.2ha)、汐入公園(約12.6ha)が整備されています。尾久の原公園については、隣接地に建設される東尾久浄化センターの^{みくがい}覆蓋部分に約3.7haが拡張される予定です。

そこで、東尾久浄化センターの進捗に合わせて尾久の原公園の拡張整備の促進を東京都に要請していきます。



写真 4-2：東尾久浄化センター
(平成20年4月現在)

2 みどりの保全

社寺のみどりや街なかの大木等は、かつての荒川の歴史を今に伝える貴重なみどりで

です。これらの貴重な樹木や樹林地は、今でも地域の人々に親しまれていますが、生き物の生息空間や環境に資するみどりとしても機能する等、重要な役割を担っていることから、これらのみどりの保全に努め、後世に残していきます。

(1) 保護樹木・樹林・生けがきの指定拡大

みどりの少ない荒川区において、街なかにある大木は、地域のシンボリックな景観を形成しているなど、今後とも残していくべき貴重なみどりの一つです。これらのみどりを保全していくため、荒川区では、保護樹木(210本)、保護樹林(4,800㎡)、保護生けがき(延長185m)⁴⁻³を指定しています。指定基準を満たす樹木・樹林・生けがき等のうち未だ指定されていないものに関しては、制度の活用を所有者へPRしていくなど、保護指定樹木・樹林・生けがきの指定拡大を図っていきます。

4-3：保護樹木、保護樹林、保護生けがき（荒川区みどりの保護育成条例第9～13条）

一定規模以上の樹木・樹林・生けがきの保護を目的として、所有者の協力を得て指定する制度。樹木の維持管理は原則所有者が行っているが、費用の一部を区が助成している。

指定基準

保護樹木：地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1.2m以上のもの

保護樹林：樹木の1集団が占める土地の面積が300㎡以上のもの

保護生けがき：生けがきを成す樹木の集団で、その生けがきの長さが20m以上のもの

区から所有者への支援

- ・維持管理にかかわる費用の一部を助成
- ・損害責任保険に加入

(2) 保護樹木・樹林・生けがきの保全対策の強化

保護指定樹木・樹林・生けがきに対しては、保全に対する支援策として維持管理費の一部を助成しています。しかし、近年、所有者の高齢化、樹木の成長に伴う維持管理経費の増大、落葉や病虫害の隣接への影響など、所有者による保護が難しくなっている状況があります。

そこで、特に貴重な樹木等に対する助成を拡大するなどの保全対策を充実していくとともに、区民の理解や関心を深めるためのPRなどにも努めていきます。

(3) 樹木地の担保のための保全策の検討

樹木が消滅していく大きな要因は、開発行為や建物の改築に伴うものです。この対策として、開発事業者に対する樹木の保存への協力の要請や、開発事業者による保全策を検討していきます。

また、所有者がやむを得ず樹木地を手放してしまう場合の、公有地化や借り上げ等の公的な手法も検討していきます。

(4) 台地のみどりの景観の整備

日暮里台地上の社寺等のみどりは、寺町の風景の名残りを伝える貴重なみどりの一つです。そこで、日暮里の台地を形成する様々な資源(社寺、坂、伝承、斜面等)を生かして、緑化修景、サイン等のデザインの充実、散歩道等の整備を検討し、一帯を探訪地域とすることを目指します。

また、台地の縁を通る崖線^{がいせん}については、南北崖線軸^{がいせん} 4-4 上に位置しており、台地と一体となったみどりの保全と良好な景観の形成を図る必要があります。

4-4 : 南北崖線軸^{がいせん}

東京都の北部から南部に至る武蔵野台地の東端に形成された崖線^{がいせん}に沿った緑の多い軸。東京の景観形成を総合的、計画的に推進するために策定された「東京都都市景観マスタープラン」(平成6年3月)の中で、東京の景観づくりを進めていくうえで特に重要と考えられる帯状の空間として掲げられた11の「景観基本軸」の一つ。



写真 4-3 : 保護樹木の事例

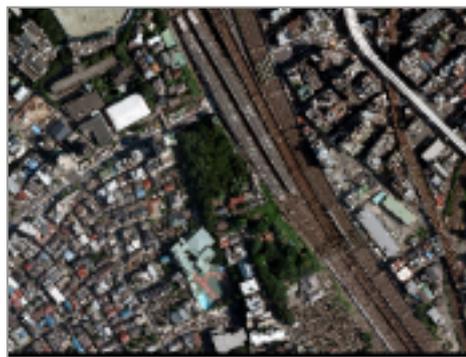


写真 4-4 : 日暮里台地のみどり

3 緑化の推進

地域の隅々までみどりを広げ、区民が日常生活に潤いのある環境を実感できるよう、接道部・公共施設・学校や幼稚園・民間施設・道路・鉄道等での緑化を推進し、身近なみどりをひろげていきます。

(1) 道路の緑化の推進

新たに整備する道路については、積極的に街路樹や植樹帯の整備を進めます。既存の道路に関しても、樹冠が広く緑陰が確保できる大木や、四季折々のみどりが楽しめる樹種の採用を検討する等、道行く人が楽しめる個性ある道路整備を進めます。

広い幅員がない道路についても、歩道の有効幅員を配慮し、ガードパイプトレリスによるつる植物の植栽やフラワーポットやプランター等を活用した緑化に取り組みます。緑化方法についても、花の積極的な活用、区民による管理の導入など、柔軟な対応を図りながら緑化スペースの拡充に努めます。

また、平成20年3月に開業した日暮里・舎人ライナーの高架下の橋脚間は、現在、アスファルト舗装となっており、今後はこのスペースの緑化を東京都に要請していきます。なお、東京都の『「緑の東京10年プロジェクト」基本方針』に示す街路樹の倍増の計画とも連携して進めます。

さらに、区民が街路樹や草花を楽しみ、歩きながら健康づくりが行えるよう、みどり豊かで歩きやすい道路を選定し、ウォーキングロード⁴⁻⁵として位置付け、このルート整備を推進します。

4-5：ウォーキングロード

荒川区では、平成17年10月に生涯健康都市の実現を目指し、「荒川区生涯健康都市宣言」を行った。また、併せて荒川区生涯健康都市づくり戦略を策定し、区を挙げて健康づくりに関する施策を進めている。ウォーキングロードのルート整備は、この戦略の一環として進めており、平成20年4月現在、2ルートが完成している。ルートには、スタート地点及びゴール地点に案内看板、歩道上にルート誘導標を設置している。



写真 4-5 (左)：街路樹による道路緑化の事例(けやき通り)

写真 4-6 (右)：ガードパイプトレリスによる道路緑化の事例(日暮里中央通り)



図 4-1：道路の緑化方針図

(2) 接道部緑化の促進

路地や道路に接する部分は、身近でだれもが親しみやすい空間であり、小さなみどりでも大きな緑化の効果が期待できる場所です。これまで、区民は、こうした空間を積極的に活用して花や緑を育ててきました。今後も、緑のカーテン⁴⁻⁶や生けがき、壁面緑化といった緑化手法を組み合わせながら接道部の緑化を進めていきます。

4-6：緑のカーテン

窓の外側にネットやフェンスを設置し、それにつる性の植物をはわせることで、夏の強い日差しを和らげ、室温の上昇を抑えるもの。また葉の蒸散作用により表面温度が下がることから、室内に涼しい風を送り込むことができ、夏の熱環境対策として注目されている緑化手法の一つである。

緑のカーテンによるみどりづくり

近年、環境問題への関心の高まりなどから、夏の暑い日差しを遮断して冷房の効率を上げるなどの効果のある「緑のカーテン」が注目されています。緑のカーテンは、プランターやネット等の簡易な施設で設置でき、しかも、狭い敷地で立体的なみどりをつくる効果的な方法です。また、接道部に活用することによって、視覚的にも夏の暑さを和らげ、下町らしい潤いのある街並みを演出することができます。

そこで、現在、緑のカーテンを通じて接道部におけるみどり豊かな空間づくりを实践する区民を、「花と緑の推進モニター」として緑のカーテン用資材の設置等の支援をする事業を行っています。今後も、こうした事業を継続しながら実践事例を積み上げ、接道部緑化の普及を行っていきます。

生けがき、壁面緑化によるみどりづくり

生けがきは、接道部に持続性の高いみどりが確保でき、しかも、たいへん緑視効果の高い緑化手法です。また、地震などの災害にも強く、防災の観点からも効果的です。そこで、今後も、ブロック塀の除去とも組み合わせながら、生けがき造成助成を活用して接道部の生けがき化を促進していきます。

また、緑視効果の高い緑化手法である壁面緑化も、生けがきと同様に接道部への導入を促進していきます。



写真 4-7：生けがき助成の事例（町屋地域）

（3）公共施設の緑化の推進

公共施設は、地域のみどりのシンボリック存在となり、地域の方々に花やみどりの必要性や魅力を伝える大きな役割を果たす必要があります。このため、既存の公共施設においては、敷地利用の見直し、動線の改善、道路及び隣接敷地とのつながりや境界・外柵等の改善等により、外部環境の改善を図り、接道部をはじめ、外周緑化、シンボル緑化、テーマ緑化を進めていきます。

また、公共施設の緑化には、民間施設の緑化を先導していく役割も求められます。このため、新しい技術や工法の導入も図りながら屋上・壁面緑化、緑のカーテンづくり、駐車場の緑化を積極的に推進するなど民間施設のモデルとなるような緑化に努めます。

なお、国や東京都の公共施設についても、区の施設と同様に緑化が図られるよう要請していきます。

緑化基準に基づく緑化の推進

公共施設の新築や増改築にあたっては、荒川区みどりの保護育成条例及び荒川区市街地整備指導要綱に定める緑化基準に基づき適正に緑化計画を作成し、一定割合以上の緑化面積を確保するとともに、外周部の生垣や接道部の緑化などについても積極的に推進します。

屋上・壁面緑化の推進

新築や建替え、大規模改修などの機会を捉え、環境に資する屋上・壁面緑化を進めます。ま

た、屋上緑化が構造上不可能な施設については可能な限り壁面緑化を進めていきます。

緑のカーテンづくりの推進

公共施設における緑のカーテンづくりは、夏の暑さの軽減に加え、区民・事業者が、緑のカーテンを育てていく際のお手本となるような設置・維持管理を続けていく必要があります。このため量・質ともに優良な緑のカーテンづくりを積極的に推進し、区の緑化への姿勢を、PRしてまいります。



写真 4-8：緑のカーテンの事例
(写真左：区役所本庁舎 / 写真右：区役所北庁舎)

駐車場の緑化の推進

アスファルト舗装の駐車場は、蓄熱するため、ヒートアイランド対策にとって重要な課題となっています。この問題を少しでも軽減し、民間の駐車場のモデルとなるよう、公共施設に併設された駐車場の緑化を推進します。

花による修景

公共施設を身近で親しみやすい施設とするため、アプローチやエントランスの部分に、花壇やプランターなどを使って花を植え、四季折々の表情を演出して利用者を快くもてなします。

(4) 学校・保育園等の緑化の推進

学校の敷地は比較的規模が大きいものも多く、緑化によりみどりの量を確保でき、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の避難所、環境学習の活用等の多くの効果が期待されます。そこで、緑化基準に基づく一定割合以上の緑化面積を確保するとともに、生けがきや接道部緑化を含めた多様なみどりをつくるように努めます。

校庭の芝生化

学校の校庭を芝生にすることは、ヒートアイランド現象の抑制等に寄与するだけでなく、砂埃の抑制や水はけの改善、外で遊ぶ子どもの増加、安全性の向上、環境学習の場として活用、地域コミュニティの形成等、多くの効果が期待できます。また、東京都の『「緑の東京 10 年プロジェクト」基本方針』においても、都内の公立小中学校、幼稚園、保育園、都立学校等の

校庭・園庭の芝生化を方針の一つとしています。

そこで、これまで緑化の対象としていなかった校庭のグラウンド部分を、積極的に芝生等で緑化していきます。

なお、緑化に当たっては、芝生の養生期間の子どもの遊び場の確保、維持管理にかかわる地域やPTAとの連携等についてもきめ細かく検討していきます。

シンボルツリーやビオトープづくり等の多様なみどりの確保

シンボルツリーの植栽、ビオトープづくり等、それぞれの学校や保育園に適した独自の緑化を実施し、園児・児童・生徒がより密接にかかわり、愛着を持つことのできるみどりを育みます。

また、門の付近や敷地内の緑化可能なスペースを利用して、花を植える等、地域の方々の憩いの場としての活用も検討します。

屋上・壁面緑化の推進

校舎等への蓄熱を防止し、夏の暑さを防ぐため、改修・改築計画にあわせ、効率的に緑化を進め、校舎の屋上や体育館の屋根等を緑化していきます。

なお、屋上の緑化空間は、教育活動にも利用するほか、児童・生徒や地域の方々の憩いの場や生きものの生息空間としての活用も検討します。



写真 4-9：屋上花壇(荒川山吹ふれあい館)

緑のカーテンづくりの推進

学校・保育園における緑のカーテンづくりは、児童・生徒の学校生活の夏の暑さ対策として効果があるとともに、子どもたちが緑のカーテンづくり、維持管理にかかわる環境学習の場としての利活用も可能であるため、積極的に進めていきます。

(5) 鉄道・軌道敷等の緑化の推進

都電や鉄道のみどりは、多くの人の目にふれるものであるため、まちの顔となるような緑化を進めていきます。

都電については、沿線のバラの植栽を更に進め充実を図るとともに、今後は、芝生等による軌道敷の緑化を東京都に要請し、両側のバラと合わせて一体的な花と緑の空間を創出していきます。

また、その他鉄道の線路や新交通システムにおいても、法面利用による緑化や擁壁緑化、軌道敷の緑化を要請していきます。



写真 4-10：軌道敷の緑化の事例(鹿児島市)

(6) 民間施設の緑化の推進

個人宅・共同住宅・工場・事務所・集会所等、区内のほとんどが、民有地です。荒川区を潤いと安らぎを感じるみどり豊かなまちとしていくためには、これらの敷地での緑化が不可欠であり、地上部の緑化に加え、屋上・壁面緑化、緑のカーテンづくり、駐車場の緑化などを区民や事業者の方々の協力を得ながら促進します。

屋上・壁面等の緑化の促進

一定規模以上の共同住宅等の開発については、荒川区みどりの保護育成条例や荒川区市街地整備指導要綱に基づく緑化指導により、屋上有効スペースの一定割合以上の緑化を義務付け、指導しています。

条例や要綱に基づく屋上緑化は継続し、今後は、これらの対象となっていない民間施設においても、エコ助成金交付制度による屋上緑化の助成制度を活用しながらの屋上緑化を進めていきます。

また、屋上緑化に加え、壁面やバルコニーの緑化も併せて、進めていきます。

緑のカーテンづくりの促進

個人宅に加え、共同住宅や事業所における緑づくりは、区民同士の情報交換や、道行く人との会話のきっかけとなる等、コミュニケーションのためのツールとなり地域コミュニティの形成につながります。このため、民間施設における緑のカーテンづくりを積極的に進めていきます。

駐車場の緑化の促進

ヒートアイランド現象の問題を少しでも軽減するため、共同住宅等の敷地内の駐車場においても、積極的に緑化を促進します。



写真 4-11 :
駐車場緑化の事例(荒川地域)写真左上
緑のカーテンの事例(おぐ銀座商店街)写真左下
バルコニーを緑化した事例(西尾久地域)写真右

(7) 駅前緑化の推進

地域の顔となる駅前の景観が、花や緑で豊かになるよう、再開発事業に併せて、緑化スペースの確保、人工地盤上の緑化、建築物・工作物の緑化を図るため、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」⁴⁻⁷と連携し、事業早期から、事業者による緑化計画の策定を指導していきます。また、地域の方々の協力を得ながら、駅前周辺の美化活動の強化も図っていきます。

4-7：公開空地等のみどりづくり指針

公開空地等のみどりについて、周辺のみどりとの連携に十分配慮した計画となるよう誘導するため、東京都との事前協議について定めたもの。なお、公開空地等とは、都市開発諸制度の活用によって大規模建築等の建築敷地内に設置される、一般に開放されるオープンスペースのこと。

(8) 緑化指導の充実・強化

荒川区は、荒川区みどりの保護育成条例や荒川区市街地整備指導要綱⁴⁻⁹に基づき、規定の開発行為や荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受ける集合住宅の建築等に対して、一定割合以上の緑化を義務づける緑化指導⁴⁻⁸を行っています。

開発時に、一層みどりの量を確保していくため、地上部緑化・屋上緑化等の緑化基準を、敷地規模毎に細かく見直すことや緑視効果を高める壁面緑化も緑化規定項目に加えることを、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」と連携し、検討していきます。

さらに、駐車場の設置に伴う緑化指導は、関連部署との連携を図っていき、駐車場緑化の指導の強化を検討していきます。

4-8：荒川区みどりの保護育成条例（第19条）に基づく緑化の指導

一定規模以上の開発行為等を行う者に対して「敷地面積×(1-建ぺい率)×0.2」の面積の緑化の義務付けを行う制度。なお、荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受ける場合は、地上部の緑化に加え、屋上緑化等も義務付けている。

(表1) 開発行為等と規模

開発行為等の種類	敷地面積
宅地の造成その他土地の区画形質を変更する行為	300㎡以上
建築確認を必要とする行為	200㎡以上
自動車駐車場を設置する行為	300㎡以上
荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるもの	住戸数15戸以上

(表2) 荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例の適用を受けるものに設けられた緑化の基準

敷地面積	地上部緑化	公開広場	屋上緑化
1,000㎡未満	8%以上		10%以上
1,000㎡以上 3,000㎡未満	10%以上		20%以上
3,000㎡以上	6%以上	4%以上	

4-9：荒川区市街地整備指導要綱に基づく緑化の指導

開発対象となる事業が、荒川区市街地整備指導要綱の適用を受ける場合、上記表2と同じ緑化基準に基づき緑化指導を行っている。

対象となる開発は、「延床面積1,000㎡以上の店舗等併用型集合住宅」「6棟以上の戸建て住宅又は6戸以上の長屋住宅」「350㎡以上の宅地開発事業」「延床面積1,500㎡以上の建築物」がある。

4 面的なみどりの整備・緑化の推進

区内のみどりの量を増やしていくためには、点・線的なみどりに加え、一定の広がりをもった地区（面）のみどりの増加が必要です。そのためには、地区の特性に応じて、目標を明確にしたみどりづくりを進め、それらの地区を増やし、全区的に拡げていくことが効果的です。

こうした面的な計画・事業に対しては、可能な限り数値目標を示し、緑化基準を設定していくことにより、計画的かつ効果的にみどりを確保していきます。

また、区の大半は既成市街地であり、既に、区内各所で、個人、団体、事業者などの単位により様々な方法を用いてみどりづくりが行なわれています。こうした活動を生かして、区・区民・事業者の3者が、協働でみどりのまちづくりを進めます。

(1) 緑化重点地区の指定

緑化重点地区は、みどりと土のネットワークをつくるうえで重要な地区、都市防災の強化を必要とする地区、みどりが不足している地区、都市整備事業と連携して緑化の具体化が早期に見込める地区等の観点から地区を設定し、緑地の整備・保全・緑化等を重点的に行うものです。

近年、ヒートアイランド現象緩和等の環境面からの緑化に対する要請も高く、区全域において、これまで以上に、緑化推進に向けた施策展開が望まれています。また、荒川区の緑被率は低く、全区的にみどりの量の底上げを図る必要があるため、都市緑地法に基づく緑化重点地区を、区全域に指定をし、効果的に緑化を推進します。

なお、緑化重点地区では、国の補助事業や、緑化施設整備計画認定制度⁴⁻¹⁰等を活用し、みどりの整備を行うことができます。

4-10：緑化施設整備計画認定制度（都市緑地法第60条）

民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を、市町村長が認定することで、事業者が緑化施設に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度。

対象となる建築物の敷地の面積は、緑化重点地区内(地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域を除く)では500㎡以上、緑化地域内及び地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内では300㎡以上であり、敷地面積の約20%を緑化していることが条件となる。

緑化施設整備計画認定制度のメリット

緑化重点地区内：課税標準 5年間 1/2

緑化地域等内：緑化率規制対象建築物に係る緑化施設 課税標準 5年間 1/3

緑化率規制対象外建築物に係る緑化施設 課税標準 5年間 1/2

(2) 市街地整備事業に伴うみどりの確保

市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備時には、地区計画等を併用し、整備に伴い確保する緑化基準を設定していくことを検

討します。併せて、みどりの質を向上させるため、東京都の「公開空地等のみどりづくり指針」の準用を検討します。

また、潤いのあるみどり空間を創出していくため、敷地内の緑化、接道部緑化、屋上・壁面緑化の内容・手法等についての助言を一層強化していきます。

(3) 緑化推進モデル地区における緑化の推進

区の大半は既成市街地であり、区内各所で、区民や事業者が、様々な方法を用いてみどりづくりを行っています。荒川区のみどりの街づくりを効果的に進めるためには、区・区民・事業者の3者が同じ目標を掲げて、各主体のそれぞれの活動を組み合わせながら協働して推進していくことが必要です。

そこで、特に緑化が必要であると認められる地区を荒川区みどりの保護育成条例に基づく「緑化推進モデル地区」に指定し、区・区民・事業者の3者協働で進めるみどりの街づくりを先導する地区として積極的な緑化施策を展開していくことを検討していきます。

(4) 緑化地域制度の活用の検討

現在、開発時に一定規模以上のみどりを確保していくため、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、緑化指導の制度を施行していますが、荒川区は依然としてみどりが少なく、今後、土地利用の転換時には、都市計画と連動し、確実にみどりを創出していく方法を検討していく必要があります。

みどりが不足している市街地において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、より効果的にみどりを創出していく手法として、都市緑地法に基づく緑化地域制度があります。今後は、制度の実効性等を研究し、導入について検討していきます。

(5) みどりの協定の活用

土地所有者の合意を得て、一つの計画のもとに協働してみどりの保護と育成を行うことを目的とし、荒川区みどりの保護育成条例に基づき、みどりの協定⁴⁻¹¹の制度を進めており、区は、区民が申請した植樹計画に則り、樹木の苗等の支給を行っています。平成20年12月現在、30の町会・組合・事業者等が協定を締結しています。

今後は、これまでの実績やその後の状況などを検証・評価した上で、より効果的な制度の活用に向けて、対象規模の見直しや支援策の充実などを検討していきます。

4-11：みどりの協定（荒川区みどりの保護育成条例第18条）

住民が区域を定めて、その区域内の土地を所有・管理する住民の合意で決定した植樹計画に則り区と協定を締結し、みどりの保護と育成を行うことを目的とした制度

《みどりの協定の概要》

対象：10戸以上の建築物の集団 又は 事務所又は事業所のうち敷地面積が1,000㎡以上のもの

協定内容：協定区域の所在地・面積 / 協定参加者の人数及び面積 / 現在の樹木等の植樹状況（面積・樹種・本数） / 植樹計画（面積・年次計画） / 植樹計画平面図 等

区の支援：樹木の苗等の支給